

各市町村教育委員会教育長 }
各市町村立学校長 } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長

給与関係例規の改正について（通知）

下記の給与関係例規の改正について通知します。
なお、市町村教育委員会におかれましては市町村立学校への転送は不要です。

記

1 教職員課通知

- (1) 「学校職員の通勤手当の運用について」の一部改正について
- (2) 「学校職員の住居手当の運用について」の一部改正について
- (3) 「学校職員の扶養手当の運用について」の一部改正について
- (4) 「学校職員の管理職員特別勤務手当の運用について」の一部改正について
- (5) 「学校職員の特殊勤務手当の運用について」の一部改正について
- (6) 「学校職員の単身赴任手当の運用について」の一部改正について
- (7) 「教員特殊業務手当の実績簿等について」の一部改正について
- (8) 「扶養手当認定事務の取扱いについて」の一部改正について
- (9) 「学校職員の復職等に伴う号給の調整等について」の一部改正について
- (10) 「新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の取扱いについて」の一部改正について
- (11) 「市町村立小中学校等教職員の旅費口座振替実施要綱」の一部改正について
- (12) 旅行命令簿、旅費請求書等の様式及び記入要領の改正について

<通知の改正の概要>

押印の見直しに伴い、様式等を改めるもの。
施行期日はいずれも令和3年4月1日。
当分の間、従前の様式又は方法によって差し支えありません。

担当 給与制度担当
電話 048-830-6667